

<戸籍訂正許可>

1 概要

戸籍の記載が法律上許されない場合、錯誤又は遺漏がある場合及び創設的届出が無効である場合に、戸籍の訂正をするには、家庭裁判所の許可が必要です。

創設的届出とは、婚姻、養子縁組等、届出によって法律上の効果を生じる届出のことです。

2 申立人（申立てができる人）

- ・当該戸籍の記載につき身分上又は財産上の利害関係を有する者
- ・当該戸籍の届出人
- ・当該戸籍に記載された本人

3 申立先

- ・訂正すべき戸籍のある地の家庭裁判所となります。
- ・訂正すべき戸籍のある地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・訂正すべき戸籍のある地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・訂正すべき原因ごとに 800 円分
- ・連絡用の郵便切手・・・500 円×2 枚，82 円×4 枚，52 円×1 枚，10 円×5 枚
合計 1,430 円分

5 申立てに必要な書類

- ・申立書 1 通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
 - ・訂正する戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本 1 通
 - ・訂正する戸籍に申立人が記載されていない場合には，申立人の利害関係を証する資料，申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）等 1 通
- ※ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。